

申請概要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 高橋 誠）

2 申請年月日

令和 7 年 1 月 21 日（火）

3 概要

基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）である一般社団法人電気通信事業者協会が、総務省令^{（注）}で定める支援業務の実施に関する事項を定めた支援業務規程について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 116 条において読み替えて準用する第 79 条第 1 項の規定による変更の認可を受けようとするもの

（注）第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）第 34 条

【主な変更内容】

- 第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドのユニバーサルサービス）に係る支援業務（第二種交付金の交付や第二種負担金の徴収等。以下「第二種支援業務」という。）の追加
- 第二種支援業務に関する事務を行う支援業務室及び室長の設置並びに専任の職員の配置
- 支援機関に置かれる支援業務諮問委員会の審議事項に第二種交付金の額及び交付方法、第二種負担金の額及び徴収方法等の追加
- 第一号基礎的電気通信役務（電話のユニバーサルサービス）に係る支援業務と第二種支援業務の区分経理に関する規定の追加
- 第一号算定等規則の改正（令和 6 年 1 月 1 日施行）で削除された同令第 8 条及び第 10 条に係る規定の削除
- 支援業務に関する書類等の情報公開について、デジタル化対応を踏まえ、書類を事務所に備え置き一般の閲覧に供する旨を削除

なお、支援機関においては、総務省が令和 6 年 12 月に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問した「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則等」（諮問第 3190 号）が交付・施行された後に、その内容に応じ、第二種交付金及び第二種負担金の額の算定方法等の規定を追加するための支援業務規程の変更を行うことを予定しているとのこと